

## 旅券郵送仮申請要領 (遠隔地にお住まいの皆様向け)

この要領による仮申請は、当館管轄であるイリノイ、インディアナ、ウィスコンシン、ミネソタ、ミズーリ、カンザス、ネブラスカ、アイオワ、ノースダコタ、サウスダコタの10州のうち、当館から遠隔地に居住されている方に例外として認められる制度であり、当館近郊<<注>>に居住されている方には適用されませんのでご注意願います。

<<注>>当館近郊とはイリノイ州7郡（レイク、マクヘンリー、ケーン、デュページ、クック、ウィル、ケンドールの各郡）及びインディアナ州レイク郡を指します。

### \* 仮申請に当たっての注意事項 \*

1. 郵送仮申請は、当館から遠隔地に居住している方に、事前に当館に旅券申請書及び必要書類等を郵送していただいた上で、当館で事前審査を行うことにより、旅券の発行を円滑に行うための制度です。正式な申請は、申請者ご本人が当館旅券窓口または出張領事サービス会場に出頭の上、現在所有の旅券を返納した時点で受理されますのでご注意願います。
2. 旅券仮申請後、新旅券受領までの間に出張や旅行等で米国から出国予定のある方は、当館までご連絡ください。
3. 満18歳以上の方は、有効期間が10年又は5年のいずれかの旅券を選択する事ができます。申請（新旅券受領）時点で18歳未満の方は5年用の旅券のみとなります。
4. 記載事項変更旅券の有効期限は変更前の旅券有効期限満了日と同日になります。
5. 申請書は機械処理をしますので折り曲げないでください。
6. 郵便物の不着、郵送途中における紛失等、及び、その結果生じたいかなる損害に対してもシカゴ総領事館は責任を負いかねます。
7. 旅券、グリーンカード、査証等のオリジナルは絶対に送らないでください。

## \* 必要書類 \*

1. [パスポート申請書ダウンロード](#)（一般旅券発給申請書または記載事項変更旅券申請書）  
[一般旅券発給申請書記入例](#) 、[記載事項変更旅券申請書記入例](#) 、申請書記入の留意点（下記）を参照してください。
2. 写真 1枚  
[「写真の規格」ページ](#)を参照してください。  
写真にキズがつくことがありますので、送付の際はクリップ止めを避けてください。
3. 現在所有の日本旅券の写し
  - ・ 顔写真面のページ
  - ・ 1～6ページまでの「渡航先」と「追記」のページに記載がある場合には、該当するページ
  - ・ 申請者が未成年（18歳未満）の場合、両親どちらかの日本旅券の写しも同封してください。
4. 米国で有効な滞在資格を証明する文書の写し
  - ・ 永住権保持者…グリーンカード
  - ・ 米国査証保持者…米国査証と I-94  
更にFビザの方はI-20、Jビザの方はDS-2019
  - ・ 重国籍者…日本国籍以外を証明できる書類の写し（外国出生証明書、外国旅券等）
5. 戸籍謄本  
以下に該当する方は、申請日（＝新旅券受領日）前の6ヶ月以内に発行された戸籍謄本の原本が必要になります。
  - ・ 新規に申請される方
  - ・ 新旅券受領日前に現在所有の旅券の有効期間が切れる方
  - ・ 氏名や本籍地等に変更があり、一般旅券を申請する方
  - ・ 記載事項変更旅券を申請される方
  - ・ 紛失、盗難、焼失した旅券に代わる旅券を申請する方※氏名、本籍地等に変更がなく、現在所有の旅券の有効期間内に新旅券を受領する方は免除となります。
6. 外国式氏名の綴りを確認できる公的文書  
非ヘボン式氏名表記および別名併記を希望される方は、その綴りを確認できる公的文書の写しが必要になります。例えば、グリーンカード、外国出生証明書、婚姻証明書、外国旅券等。
7. 在留届  
旅券法第16条により、3ヶ月以上海外に滞在される方には総領事館への在留届の提出が義務付けられていますので、未提出の方はご提出下さい。既に提出済みの方で、氏名、本籍地、現住所等の登録内容に変更がある場合は変更届をご提出ください。詳しくは[当館ホームページ](#)をご覧ください。
8. [同意書](#) 

## 9. [旅券受領希望日申込書](#)

受領希望日は申請書類等が当館へ到着してから10日後以降の開館日をご記入下さい。受領希望日に旅券を受け取らない場合、仮申請は取り下げ扱いとなり、旅券の受領ができなくなります。この場合、再度の申請が必要となりますので、[領事館閉館日ページ](#)を参照のうえ、確実に受領できる日を指定してください。

### \* 旅券の受領 \*

1. 本人の確認のため、旅券は申請者ご本人様（乳幼児を含む）以外には交付することができませんので、必ずご本人が受領にお越しください。
2. 現在所有旅券と引き換えに新旅券を交付しますので、現在所有の旅券（有効期限切れ分を含む）を必ず持参してください。現在所有旅券を忘れますと、新旅券を交付できませんのでご注意ください。（旧旅券は失効させた上でお返しします。）
3. 開館時間（閉館日は別紙参照）  
閉館日を除く月曜日～金曜日 9時30分～12時15分、13時15分～16時00分
4. [手数料](#)は新旅券受領の際に当館窓口または領事出張サービス会場にて、現金またはマネーオーダーでお支払い下さい。[クレジットカード及びパーソナルチェック](#)は受付けておりません。

※3月31日までに仮申請書類を送付された方であっても、申請日（＝新旅券受領日）が4月1日以降となる場合は、新年度の手数料が適用されます。

### \* その他 \*

1. 仮申請書等を送付した数日後、書類の当館到着と申請日（＝新旅券受領日）の確認のため、当館旅券係に電話（312-280-0400）で必ずご連絡ください。
2. 「渡航書」は郵送では受け付けておりません。申請方法は[当館旅券係](#)までご連絡いただくか[当館ホームページ](#)にてご確認ください。

## \* 申請書記入の留意点 \*

1. 申請書は黒又は青の濃いインク（ボールペン等）をご使用ください。
2. 記入事項に誤りがある場合は、修正液や修正テープ等は使用せず、黒又は青の濃いインクを用いて誤り部分を二重線で抹消し新たに訂正事項を記入の上、訂正箇所に訂正印（または拇印）を押してください。なお、申請書表面の「所持人自署」欄の訂正は一切できません。
3. 申請書表面の「所持人自署」欄の枠内に必ず本人が署名（日本語・英語どちらでも可）してください。乳幼児等、学童年齢未満のお子様で署名できない場合は、ご両親のいずれかが申請者の「フルネーム」を代筆することができますが、代筆の場合には、「所持人自署」欄の点線より下の枠内に代筆者の氏名と申請者の関係を記入してください。お子様が名前を書くことができるのであれば、必ず申請者本人（お子様）が署名してください。

（代筆例）

外務 太郎
By S. Gaimu (Father)

TARO GAIMU
By S. Gaimu (Father)

4. 未成年者（18歳未満）による申請の場合には、法定代理人（通常両親のいずれか）が、申請書裏面の「法定代理人署名」欄に署名してください。法定代理人が遠隔地にお住まいの場合は、法定代理人が署名した旅券申請同意書を封筒のまま添付してください。

## \* 写真の規格 \*

日本のパスポート申請時に必要となる写真の規格は、国際標準（米国パスポートと同じサイズで申請可）に従っております。[こちら](#)をご参照ください。

- ・申請者本人のみを撮影したもの
- ・6カ月以内に撮影したもの
- ・正面、無帽、無背景、影なし
- ・カラーでも白黒でも可
- ・鮮明であり、焦点が合っていること
- ・明るさやコントラストが適切であること
- ・背景と人物の境目がわかりにくいもの
- ・眼鏡のレンズに光が反射していないもの
- ・平常の顔貌と著しく異なるもの
- ・ヘアバンドなどで頭髪を覆っていないもの
- ・デジタル写真の場合、写真専用紙等を使用し、画質が適切であること

\* ヘボン式ローマ字表記 \*

あア A	いイ I	うウ U	えエ E	おオ O
かカ KA	きキ KI	くク KU	けケ KE	こコ KO
さサ SA	しシ SHI	すス SU	せセ SE	そソ SO
たタ TA	ちチ CHI	つツ TSU	てテ TE	とト TO
なナ NA	にニ NI	ぬヌ NU	ねネ NE	のノ NO
はハ HA	ひヒ HI	ふフ FU	へエ HE	ほホ HO
まマ MA	みミ MI	むム MU	めメ ME	もモ MO
やヤ YA	ゐヰ I	ゆユ YU	ゑヱ E	よヨ YO
らラ RA	りリ RI	るル RU	れレ RE	ろロ RO
わワ WA	をヲ O	んン N		
ガ GA	ギ GI	グ GU	ゲ GE	ゴ GO
ザ ZA	ジ JI	ズ ZU	ゼ ZE	ゾ ZO
ダ DA	ヂ JI	ヅ ZU	デ DE	ド DO
バ BA	ビ BI	ブ BU	ベ BE	ボ BO
パ PA	ピ PI	プ PU	ペ PE	ポ PO
ファ FUA	フィ FUI	フユ FUYU	フェ FUE	フォ FUO
ヴァ BUA	ヴィ BUI	ヴ BU	ヴェ BUE	ヴォ BUO

キャ KYA	キュ KYU	キョ KYO
シャ SHA	シュ SHU	ショ SHO
チャ CHA	チュ CHU	チョ CHO
ニャ NYA	ニユ NYU	ニョ NYO
ヒャ HYA	ヒユ HYU	ヒョ HYO
ミャ MYA	ミュ MYU	ミョ MYO
リャ RYA	リュ RYU	リョ RYO
ギャ GYA	ギユ GYU	ギョ GYO
ジャ JA	ジュ JU	ジョ JO
ビャ BYA	ビユ BYU	ビョ BYO
ピャ PYA	ピユ PYU	ピョ PYO
ジエ JIE	チエ CHIE	テエ TEI
デエ DEI	デュ DEYU	

## \* 駐車場料金割引について \*

当館に車で来訪された方でオリンピアセンターの地下駐車場に駐車された場合は、当館の割引ステッカーを駐車券に貼ることにより、[割引](#)になりますので領事班または広報文化センターの窓口にお申し出ください。

なお、駐車料金の支払いは地下駐車場の自動精算機にて各自で行っていただく必要がありますが、地下1階（L1）は現金及びクレジットカードが使用可能で、地下2・3階ではクレジットカードのみ使用可能ですのでご注意ください。

## \* 確認事項 \*

1. 申請書は正しく記入されていますか？
2. 申請書表面の「所持人自署」欄に署名されましたか？
3. 未成年者（18歳未満）による申請の場合には、法定代理人（通常両親のいずれか）が、申請書裏面の「法定代理人署名」欄に署名（戸籍に記載されているとおり日本語で）されましたか？
4. 写真の顔のサイズは規格どおりですか？また、写真の裏にお名前を記入しましたか？顔が小さすぎたり大きすぎたり、写真が不鮮明な場合は受けられません。
5. その他の必要書類（旅券写し、写真、米国滞在証明書類の写し、在留届、戸籍謄本または抄本等）を同封しましたか？
6. 仮申請書類一式が当館に到着後、申請書等の受領と申請日（＝新旅券受領日）の確認の為、当館に電話にて必ずご連絡ください。

## \* 申請書送付先 \*

Consulate General of Japan in Chicago  
Olympia Centre, Suite 1100  
737 North Michigan Avenue,  
Chicago, IL 60611  
パスポート係

## \* 連絡先 \*

在シカゴ日本国総領事館  
Phone: 312-280-0400 / E-mail: [ryoji1@cg.mofa.go.jp](mailto:ryoji1@cg.mofa.go.jp)